

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の対象となる休暇の取得期間の延長について

助成金・支援金の対象となる休暇の取得期間が延長されました。詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

○小学校休業等対応助成金...子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金

○小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）...子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援

○参考：厚生労働省ホームページ

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

[新型コロナ休暇支援 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

- ・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

[新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 \(mhlw.go.jp\)](#)

- ・小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口

[小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について \(mhlw.go.jp\)](#)